



## 中国会計税務実務

### 2021年第5号

#### 今回のテーマ：企業名称の登記に関する管理規定について

国務院は改正「企業名称登記管理規定」を公布した。当該規定は2021年3月1日から施行される。今号では企業名称の登記に関する管理規定について簡単に説明していく。

#### 主な内容：

- 企業名称は自主申告により申請を行う  
企業は「企業名称申請システム」を通じて、又は企業登記機関の窓口で関連情報及び資料を提出し、企業名称案の問合せ、参照、選出をおこない、規定に沿った企業名称を選定することができる。
- 企業名称の基本的な取扱い  
企業名称は行政区名、商号、業種または事業の特徴、組織形態の順序で構成しなければならない。省、自治区、直轄市を跨いで事業を行う企業の名称については、行政区名を含まない構成が可能である。  
多業種にかかる企業の名称は、業種または事業の特徴を含まない構成が可能である。  
企業名称に「中国」、「中華」、「中央」、「全国」、「国家」などを冠する場合、関連規定により厳格に審査され、国務院への報告・申請が必要となる。  
企業名称に「中国」、「中華」、「全国」、「国家」などが含まれる場合、当該文字は業界の修飾語としてのみ使用することが可能である。  
外国投資者の商号を使用する外商独資企業または外商投資企業の持分会社に限り、企業名称に「（中国）」を含むことができる。  
企業名称の商号は二文字以上の漢字で構成しなければならない。
- 企業名称に係る紛争処理制度  
他社の企業名称が、自社の企業名称の法的な権益を侵害したと主張する場合、人民法院（裁判所）に起訴するかまたは侵害嫌疑企業の企業登記機関に処理を要請することができる。  
企業登記期間は処理要請を受理した後、調停を行うことができる。  
調停できない場合には、企業登記機関は受理日から3ヵ月以内に行政による裁決を行う。
- 事前・事後の監督管理を強化  
企業登記機関は、企業名を登記する際に、当該企業名が規定に合致しない場合、登記申請を受理しない。この場合、書面により理由を説明することとなる。  
企業登記機関は、既に登記されている企業名が規定に合致しないことを発見した場合、適時に是正を行う。  
他者（個人を含む）が、既に登記されている企業名が規定に合致しないと主張する場合、企業登記機関に是正を申請することができる。  
企業名を利用した不当競争などは、関連法律または行政法規などにより罰せられる。  
人民法院（裁判所）または企業登記機関が法に基づき、企業名の使用の停止を命じた場合、企

業は人民法院（裁判所）からの通知が届いた日又は企業登記機関の処罰決定日から 30 日以内に企業名の変更登記手続を行わなければならない。  
期限以内に変更登記をしない場合、企業登記機関は当該会社を、変更登記が完了するまでブラックリストに登録することとなる。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ：[Japan@cn.gt.com](mailto:Japan@cn.gt.com)